

真庭市第三セクターに関する方針

【各法人の方向性】



平成23年7月
真庭市

【目 次】

◆真庭市第三セクター全般の方向性	P 3
◆個別法人（第三セクター）の方向性	
●方針検討対象法人一覧表	P 4
1.（社）真庭市畜産公社	P 5
2.（社）蒜山農業公社	P 7
3.（財）久世エスパス振興財団	P 9
4.（株）おちあい振興公社	P 12
5.（有）醍醐の里	P 14
6.（株）アストピア蒜山	P 16
7.（株）グリーンピア蒜山	P 18
8. ひるぜんワイン（有）	P 20

◆真庭市第三セクター全般の方向性

現在真庭市には、債務超過など著しく経営状況が悪化し、法的整理等の対象となるような第三セクターは見当たりませんが、ほぼ全てが公の施設の管理運営によって収支の均衡が保たれている状況であり、継続的に経営努力を促していく必要があります。

また、合併により業務エリアが拡大し、経営改善の必要性は認識しているものの、現状の業務範囲内での改善にとどまっており、旧町村地域のみを念頭においた従前どおりの事業経営となっている第三セクターも見受けられます。

本来、市民の共有財産である「出資法人・第三セクター」には、健全な経営や地域社会への貢献（産業振興・地域活性化・雇用創出等）など、市民・市域全体にその効用が波及するよう努める使命があると考えられます。

このため今回、合併による市域の拡大や社会経済情勢、市民ニーズの変化等に対応した、経営方針や経営形態にまで踏み込んだ抜本的な見直しや継続的な経営努力の促進・要請を目的に、「真庭市第三セクター見直し指針（平成22年8月策定）」に基づき、法人の概要・設立目的・実施事業・管理施設・設立目的等の確認、公益性や市関与（役員就任・出資等）の必要性、指定管理者としての適性等の検証を行い、今後の各第三セクターへの「市の関与方針」及び「公の施設の管理運営への活用方針」等を決定しました。

なお、この方針は概ね5年間程度での実現を想定しており、この着実な推進のため毎年度の進捗状況を把握し、達成状況を公表することとします。

◆個別法人（第三セクター）の方向性

●方針検討対象法人一覧表

【平成23年4月現在】

No	設立	三セク名	出資比率	出資者（市出資額）	市からの就任役員	
1	S54	(社) 真庭市畜産公社	45.5%	真庭市 (1,250,000)	理事	副市長
			27.3%	おかやま酪農業協同組合		
			9.1%	真庭農業協同組合		
			9.1%	落合酪農組合		
			9.1%	畜産公社		
合計			100.0%	2,750,000		
2	H12	(社) 蒜山農業公社	77.8%	真庭市 (35,000,000)	理事	市長 副市長
			13.3%	真庭農業協同組合		
			8.9%	蒜山酪農農業協同組合		
合計			100.0%	45,000,000		
3	H9	(財) 久世エスパス振興財団	100.0%	真庭市 (100,000,000)	理事	副市長 教育長
合計			100.0%	100,000,000		
4	H7	(株) おちあい振興公社	99.3%	真庭市 (14,900,000)	取締役	副市長 教育長
			0.4%	真庭商工会		
			0.4%	真庭農業協同組合		
合計			100.0%	15,000,000		
5	H13	(有) 醍醐の里	25.6%	真庭市 (2,000,000)	-	-
			74.4%	49社員 116口		
合計			100.0%	7,800,000		
6	H8	(株) アストピア蒜山	99.8%	真庭市 (62,550,000)	監査役	副市長
			0.1%	蒜山酪農農業協同組合		
			0.1%	真庭商工会		
合計			100.0%	62,650,000		
7	H2	(株) グリーンピア蒜山	66.2%	真庭市 (24,000,000)	監査役	副市長
			31.0%	自治会 (旧川上村)		
			2.8%	蒜山酪農農業協同組合		
合計			100.0%	36,250,000		
8	S62	ひるぜんワイン (有)	33.3%	真庭市 (4,000,000)	-	-
			50.0%	ひるぜんワイン生産組合		
			16.7%	真庭農業協同組合		
合計			100.0%	12,000,000		

* 出資比率は、それぞれ四捨五入のため合計が100%とならない場合があります。

1. (社) 真庭市畜産公社

(1) 設立目的

畜産振興を目的に、行政主体で整備した大規模育成施設の管理運営のために設立された公益法人であり、畜産物の需要増大に対応して、生産拡大と経営の安定的発展を図るため、家畜の改良並びに飼養管理及びその研究により、優良牛の育成供給を図り、近代的畜産経営の確立と農村経済の向上に資することを目的としている。

(2) 定款等で定めた事業

- ①乳用牛の受託育成
- ②種畜の改良及び飼養管理並びにその研究
- ③優良牛の飼養管理、放牧育成
- ④その他設立目的を達成するために必要な事業

(3) 実施している主な事業

- ①乳用牛の受託育成
- ②優良牛の飼養管理、放牧育成
- ③堆肥製造

(4) 管理施設

大野路牧場（法人施設）

(5) 事業の必要性

①当法人の事業は育成牛を受託し、地域酪農家の経営制約（労働制約、土地・施設制約）を緩和することであり、農家は育成部門の外部委託により、余剰労力を搾乳牛の管理に向けることができ、また、農家における糞尿の発生量の低減につながっている。

②県北では唯一の公共育成牧場であり、畜産経営の安定的発展と農村経済の向上に資するため、農家からの受託育成を受け優良牛の育成供給に貢献しており、今後とも必要な事業である。

(6) 設立目的との整合性

特定目的のために設立された公益法人として設立目的との整合性は必須事項であり、設立時から一貫して施設の維持管理と飼養事業を実施している。

(7) 公益性の有無

酪農家会員を対象にしたサービス提供が主目的であり、施設利用料についても基本的に実費負担であり、収益性は求めておらず公益性・公共性は高い。

(8) 市関与の必要性

①畜産公社の実施事業は、市の農業振興施策の推進に重要であると認識しており、継続的な関与が必要であり、今後とも可能な範囲での施設改修や運営指導等を積極的に行うこととする。

②当法人は、公益法人として設立された団体であり、また、事業内容も市の施策と密接な関係があることから、今後とも市の関与は必要であると考えており、市からの役員就任については、当面現状のまま継続する。

③なお、公益法人制度改革に伴う新法人移行に際しては、原則的に第三セクターへの直接的な経営関与は控えることとしており、「評議員」又は「監事」等への就任を検討するが、公益性確保の観点や他の構成団体との責任分担等から、引き続き「理事」としての参画が求められる場合にあっても、新法人制度上「業務執行組織」に位置付けられる「代表理事」や「業務執行理事」への就任は極力控えることとする。

(9) 市の方針

●社団法人として、さらに経営努力を行いながら事業を継続

①真庭市以外のサービス利用団体等の出資等についての検討を要請する。

②平成22年度にジャージー牛の育成事業を新規に開始するなどの経営改善を実施しているが、今後とも事業範囲の拡大による事業収益の確保や経費削減等の経営改善に努めるよう指導を継続する。

③公益法人制度改革に対応した新体制への移行については、早急に所管課との調整を進め平成23年度中に方針決定及び移行手続きを開始するよう要請する。(現時点では、公益目的事業支出比率の要件に合致せず、公益法人化は困難と考えており、「非営利が徹底された法人等」への移行を目指している。)

(10) 公の施設管理への活用方針

農業関連施設の指定管理者制度適用の中で、設立目的に合致した施設に関しては、受託についての積極的な検討を要望する。

2. (社) 蒜山農業公社

(1) 設立目的

蒜山地域が有する豊かな自然や地域の特性を有効に活用し効率的で生産性の高い農業振興はもとより、幅広い地域振興施策や地域間交流を展開するとともに、これらの施策を実施する団体、地域住民等の連携を図る際の中心的役割を果たし、もって活力ある地域の創造と住民福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 定款等で定めた事業

①農地利用集積円滑化に関する事業

- i) 農地所有者代理事業
- ii) 農地売買等事業
- iii) 研修等事業

②生産体系確立に関する事業

- i) 農作業の受委託
- ii) 経営体育成及び強化
- iii) 農業生産基盤整備の推進
- iv) 地域特産物の開発販売促進

③その他設立目的を達成するために必要な事業

(3) 実施している主な事業

①農地保有合理化事業、研修等事業

②農作業受委託

③堆肥センター、ファーマーズビレッジ、体験農園、大規模草地等の管理運営

④地域特産物の販売促進事業

(4) 管理施設

蒜山堆肥センター・中和ファーマーズビレッジ（公の施設）

(5) 事業の必要性

①農業の活性化、地球にやさしい資源循環型農業の確立、観光地である蒜山地域の環境保全等に繋げるために必要な事業である。

②農地保有合理化事業については、農家の減少・遊休農地増加等により農地集積や有効利用、適正なマッチング等、事業の必要性は年々高まっていると認識している。

(6) 設立目的との整合性

①蒜山地域が有する豊かな自然やその特質性を有効に活用しながら、農業・農村の自立性を促す事業や管理運営を幅広く実施することにより、地域の特性を活かした魅力ある農業、明るい農村づくりに寄与しており整合性がある。

②農地管理や農作業受託も、農地の保全や耕作放棄地対策、担い手の育成確保、農家の労働力の軽減に寄与しており、設立目的に合致している。

(7) 公益性の有無

- ① 蒜山地域の畜産経営に係る環境問題は、観光産業にとっても重要な問題であることを認識し、資源循環型農業、環境保全型農業に必要不可欠な、蒜山堆肥センターの管理を指定管理者として市から受託し、家畜糞尿の処理及び良質堆肥の生産も行っており公益性は高い。
- ② 農地管理や農作業受託も、農地の保全や耕作放棄地対策、担い手の育成確保、農家の労働力の軽減に寄与しており公益性は高い。

(8) 市関与の必要性

- ① 農地保全事業についても、市の施策として推進することとしているが、蒜山地域については、農業公社の活用を前提としており、今後とも法人としての存続価値は大きいと考えている。
- ② 当法人は、公益法人として設立された団体であり、また、事業内容も市の施策と密接な関係があることから、今後とも市の関与は必要であると考えており、市からの役員就任については、当面現状のまま継続する。
- ③ なお、公益法人制度改革に伴う新法人移行に際しては、原則的に第三セクターへの直接的な経営関与は控えることとしており、「評議員」又は「監事」等への就任を検討するが、公益性確保の観点や他の構成団体との責任分担等から、引き続き「理事」としての参画が求められる場合にあっても、新法人制度上「業務執行組織」に位置付けられる「代表理事」や「業務執行理事」への就任は極力控えることとする。

(9) 市の方針

● 社団法人として、さらに経営努力を行いつつ事業を継続

- ① 毎年の会費負担については、適正な負担となるよう理事会等での検討を要請する。
- ② 公益法人制度改革に対応した新体制への移行については、早急に所管課との調整を進め平成23年度中に方針決定及び移行手続きを開始するよう要請する。(現時点では、公益目的事業支出比率の要件に合致せず、公益法人化は困難と考えており、「非営利が徹底された法人等」への移行を目指している。)

(10) 公の施設管理への活用方針

- ① 堆肥センターの管理運営については、環境保全型農業の推進、地域農業の活性化等を図る大きな役割を担っており、同様の施設については地域振興に欠かせない存在であるが、全国的にも経営が困難な状況が見られる。
- ② 蒜山農業公社では、公的使命として当該施設の管理運営を受託している状況もあるが、作業の効率化や工程の見直し等による一層の経費削減を前提に、市としても継続しての管理受託を要請したい。

3. (財) 久世エスパス振興財団

(1) 設立目的

「情報と文化と交流」がいつでも体感できる環境づくりを基本理念とした地域住民が、希求する事業を多彩に展開し、もって芸術文化を通して真に心の豊かさを実感できる地域社会の実現と、世界を念頭においた地域情報を収集、発信する情報基地・真庭を目指し、自己の創造性を発揮しようとする交流人口の輪を拡大していくことを目的とする。

(2) 定款等で定めた事業

- ①地域情報化推進事業の企画及び実施
- ②芸術文化事業の企画及び実施並びに人材育成
- ③エスパスエリア施設の管理及び運営の受託
- ④その他設立目的を達成するために必要な事業

(3) 実施している主な事業

- ①久世エスパスセンター管理運営
- ②旧遷喬尋常小学校管理運営
- ③真庭ひかりネットワーク・MIT管理運営
- ④真庭市立久世図書館運営業務受託

(4) 管理施設

久世エスパスセンター・旧遷喬尋常小学校・真庭ひかりネットワーク・MIT・久世図書館（公の施設）

(5) 事業の必要性

- ①情報・芸術文化・交流による心の豊かさ実現のため、芸術文化事業及びケーブルテレビ事業等を行っており、この事業は、実際に体感し、感動を感じる市民を増やすことが重要であり、不断の取り組み・事業の継続が必要である。
- ②社会の成熟化に沿って、質の高い舞台芸術等の提供や芸術文化活動への参加要望が高まっており、事業の意義は高まっている。
- ③ホール稼働率は県内トップクラス（年平均90%超）であり、運用方法が市民ニーズに沿っていることの反映と受け止めている。
- ④市の直営では実施が困難な、大規模・高グレードのイベント等が実施されるなど存在意義は大きい。

(6) 設立目的との整合性

法人設立時から一貫して「情報と文化と交流がいつでも体感できる環境づくり」、「地域の芸術文化の創造、情報の発信、交流の拠点となるエスパスエリア施設の適切な管理運営」に努めており、設立目的及び市の関連施策とも十分に整合性がある。

(7) 公益性の有無

- ①市の文化振興施策及び地域情報化施策の具体的な事業実施部門として設立した公益法人であり、事業の企画段階からの主体的な役割を担っている。
- ②MITは真庭市の公共放送としての役割を受け持ち、ケーブルテレビ等を通じた情報発信は市民の一体感の醸成とともに広報機関として果たす役割は大きく、必要かつ重要な事業であり公益性は高い。

(8) 市関与の必要性

- ①文化振興においても地域情報分野においても、市と密接な関係にあり行政運営上からも必要な団体（財団）であり、特に、平成23年度中に策定される「市文化振興計画」の推進においても積極的な役割を求める。
- ②当法人は、公益法人として設立された団体であり、また、事業内容も市の施策と密接な関係があることから、今後とも市の関与は必要であると考えており、市からの役員就任については、当面現状のまま継続する。
- ③なお、公益法人制度改革に伴う新法人移行に際しては、原則的に第三セクターへの直接的な経営関与は控えることとしており、「評議員」又は「監事」等への就任を検討するが、公益性確保の観点や他の構成団体との責任分担等から、引き続き「理事」としての参画が求められる場合にあっては、新法人制度上「業務執行組織」に位置付けられる「代表理事」や「業務執行理事」への就任は極力控えることとする。
- ④行政側の事業担当課が、生涯学習課と企画政策課情報推進室に分かれており、三セク側も含めた事務局レベルでの協議・検討委員会等の設置が必要である。

(9) 市の方針

●事業対象エリアの全市への拡大を要請

- ①合併により事業対象が広がっているため、市内文化ホールの一括業務受託、図書館の指定管理受託等、市全域での事業受託の検討を要請する。
- ②収入の多くが市からの指定管理料・業務委託料であり、今後は財団運営を補完する収益事業を強化するとともに、新規の営業展開を要請する。
- ③公益法人制度改革にあわせて、法人名・法人形態・役員・事務局体制など、法人全体の見直しを要請する。
- ④公益法人制度改革に対応した新体制への移行については、早急に所管課との調整を進め平成23年度中に方針決定及び移行手続きを開始するよう要請する。（可能な限り公益認定を受けられるよう、協力・指導を継続する。）

(10) 公の施設管理への活用方針

- ①文化施設（特にホール）の運営には、文化芸術事業の企画・実施、舞台製作等に係る専門性と、さらに地域文化の育成の観点から、地域や利用者（団体）と管理者（職員）との間に信頼関係、協働関係を構築することが不可欠であり、指定管理者の交代リスクがある中では、専門職員の確保は困難であり、利用者との信頼関係の消滅や技術力の低下など、サービス低下が起こる危険性が高い。
- ②市の第三セクターとして保有することにより、文化事業、ホール運営、番組制作、テレビ施設設備の日常管理等の特定目的の要員を、長期固定的に確保することが可能となり、高度なスキル・ノウハウ・経験を蓄積することができる。
- ③長期的な経営計画・人材育成・スキルの蓄積等を必要とする施設については、ある程度長期（評価制度の充実と再指定制度等も検討し、最長10年程度）の指定期間の設定を検討することとする。
- ④「公の施設」管理運営のために設立した第三セクターについては、「長期安定的な管理受託、施設への設備投資や人材確保」等が望めるものであり、市の負担軽減と施設の設置目的達成に関して優位性を持つものと考えられ、指定管理者の選定にあたっては、上記の第三セクターの特性、優位性を最大限考慮することとする。

4. (株) おちあい振興公社

(1) 設立目的

市内のスポーツ振興・健康増進・市民の憩いの場として設置された落合総合公園の継続的な管理運営が主たる設置目的であり、さらに営利事業や利用促進のための営業活動等ができる組織体制の整備も目的としている。

(2) 定款等で定めた事業

- ①公園、スポーツ施設、宿泊研修施設の管理、運営
- ②農林水産品の生産、加工及び販売
- ③飲食・喫茶店の経営
- ④委託を受けて行う公的施設の管理運営
- ⑤不動産の売買、賃貸借の管理・仲介業務
- ⑥前各号に付帯する一切の事業

(3) 実施している主な事業

- ①公園の管理運営
- ②スポーツ施設、宿泊研修施設の管理運営
- ③大会、イベントの自主運営
- ④地域スポーツクラブの受託運営

(4) 管理施設

落合総合公園（公の施設）

(5) 事業の必要性

市民のスポーツ環境の充実及び健康増進に関する市民の関心は年々高まっており、施設利用者の増加や施設の高グレード化、機器の増設、提供サービスの多様化等の要望も強く、施設の維持管理・機能向上も含めて、事業の必要性は増大している。

(6) 設立目的との整合性

スポーツ振興に関する地域貢献、協働による事業展開を進めており、市内の生涯スポーツ、競技スポーツ、学校関連の大会・イベント等への積極的な企画や支援など、設立目的に合致した事業を実施している。

(7) 公益性の有無

- ①現実的に利用料金のみでは管理運営の困難な性格の施設・事業であり、公益的な事業であると認識している。
- ②落合地区の「しらうめスポーツクラブ」の運営支援、大会・イベント等の自主事業を積極的に共催実施しており、公共的使命達成についても大いに貢献している。

(8) 市関与の必要性

- ①市の関与が無くなることにより、利益追求に偏ることになれば、スポーツ振興や健康増進といった市の重点施策の推進に支障が生じる恐れがあり、経営状況の把握や地域活性化への一層の貢献指示のため、現在の市関与（出資率）は維持することとする。
- ②出資率（99.3%）や設立の経緯を勘案し、市及び教育委員会部局からの役員就任は継続するが、監査役・監事等への役職変更が望ましく、役員会等で検討を要請することとする。

(9) 市の方針

●事業対象エリアの拡大を要請

- ①今後の市全域への事業展開を要請する。（北房・落合・久世・勝山地域のスポーツ施設の一体的な管理運営の受託検討）
- ②各種スポーツ大会を企画実施するなど、積極的な事業活動を行っており評価できるが、今後さらに公園内各施設の利用者の増大と、経営改善により管理経費の削減を要請する。
- ③施設の老朽化が目立ち始めているため、修繕等の経費が増加することが予測され、早急に所管課と第三セクターとの役割分担等の協議を進めることとする。

(10) 公の施設管理への活用方針

- ①今後、スポーツ施設改修計画策定が急務であり、市内の需給調整をしながらの計画推進のためにも、一定エリアのスポーツ施設を一括・ネットワーク化して管理する体制が必要となるが、広域的な施設管理のためには、人的・財政的な準備が必要であり、そのための人材育成や組織拡張の準備期間等の担保が必須である。
- ②長期的な経営計画・人材育成・スキルの蓄積等を必要とする施設については、ある程度長期（評価制度の充実と再指定制度等も検討し、最長10年程度）の指定期間の設定を検討することとする。
- ③「公の施設」管理運営のために設立した第三セクターについては、「長期安定的な管理受託、施設への設備投資や人材確保」等が望めるものであり、市の負担軽減と施設の設置目的達成に関して優位性を持つものと考えられ、指定管理者の選定にあたっては、上記の第三セクターの特性、優位性を最大限考慮することとする。

5. (有) 醍醐の里

(1) 設立目的

地域物産の生産消費拡大及び情報発信並びに消費者と生産者の交流等を通じ、産業の振興を図ることを目的として設立された法人であり、「生産者・出品者が主役」、「地元生産者の意欲向上、所得向上」、「地域活性化のための場の提供」を法人の運営方針としている。また、これに付随、関連又は相乗効果が見込まれる商品販売、飲食業務、イベント、施設管理など、多種多様な事業を営むことも目的としている。

(2) 定款等で定めた事業

- ①農畜産物、林産物その他加工品・特産物の開発・展示販売並びに受託販売業務
- ②食料品の展示販売及び受託販売業務
- ③工芸品、民芸品、花木類の展示及び受託販売業務
- ④上記①②③の物品の通信販売、電子商取引業務
- ⑤料理、飲食に関する業務
- ⑥飲食店業者への貸店舗業務
- ⑦自動販売機設置受託業務
- ⑧イベント等出展者への施設賃貸業務
- ⑨情報通信システムの保守、企画運用業務
- ⑩環境整備及び地域福祉事業に関する調査、研究業務
- ⑪印刷物の企画整版、出版物の発行
- ⑫観光及びレクリエーションに関するイベント企画、立案、広報、宣伝並びに情報提供
- ⑬宅配便の取扱業務及び梱包資材の販売
- ⑭公共団体等所有にかかる土地及び施設の管理、運営の受託
- ⑮前各号に付帯関連する一切の事業

(3) 実施している主な事業

- ①農畜産物、林産物その他食料品加工品の受託販売業務
- ②料理、飲食に関する業務
- ③貸店舗業務
- ④地域情報及び観光に関する広報、宣伝並びに情報提供

(4) 管理施設

道の駅醍醐の里（公の施設）

(5) 事業の必要性

地域活性化及び農家の所得向上に寄与しており十分に事業の効果が上がっており、さらに社会情勢の変化により地産地消が望まれるようになり、事業の必要性は増している。

(6) 設立目的との整合性

農畜生産者の育成、地産地消としての安全な食材の提供、地域交流の推進、高齢者の生きがい対策など、三セクの設立目的を十分に果たしている。

(7) 公益性の有無

①生産者、出品者（登録会員）のネットワークも大きく広がっており（会員約650名）大きな財産となっている。

②法人への出資者、農産物等の出荷者、従業員等、全てが地域とのつながりが深い。

(8) 市関与の必要性

①自立経営はできているため、将来的には完全民営化も選択肢にできるが、公の施設の管理運営のために市が主体となって、関係団体や地域住民の出資を募って設立した法人であり、行政の関与を全く無くすことは、他の出資者との関係や今後の運営維持上困難と思われる。

②経営状況の把握や地域活性化への一層の貢献指示のため、必要最低限の市の関与（出資率）は維持することとする。

(9) 市の方針

●自立経営を促しつつ現体制を継続

債務超過や事業の陳腐化による法人廃止の対象ではなく、逆に地域活性化や農村振興、農業振興施策のためにも一層の事業拡大・継続を要請する。

(10) 公の施設管理への活用方針

①施設改修等の設備投資や法人所有の備品・物品の整備など、現団体活用のメリット、優位性があると思われる。

②純民間の管理運営となった場合、施設改修経費は全て市の負担で行うことが予想され、三セク廃止により、かえって市の持ち出しが増えることが予想される。

③地元雇用も法人としての経営目標であり大きく地域貢献している。

④長期的な経営計画・人材育成・スキルの蓄積等を必要とする施設については、ある程度長期（評価制度の充実と再指定制度等も検討し、最長10年程度）の指定期間の設定を検討することとする。

⑤「公の施設」管理運営のために設立した第三セクターについては、「長期安定的な管理受託、施設への設備投資や人材確保」等が望めるものであり、市の負担軽減と施設の設置目的達成に関して優位性を持つものと考えられ、指定管理者の選定にあたっては、上記の第三セクターの特性、優位性を最大限考慮することとする。

6. (株) アストピア蒜山

(1) 設立目的

蒜山地域の活性化のため、設立した法人であり、観光の目的地となっている宿泊施設、牧場公園などの適正管理、さらに地域の方々に気軽に利用できる憩いの場所の提供などを目的に設立された法人である。

(2) 定款等で定めた事業

- ①農林水産物の加工及び販売
- ②飲食物、観光土産品及びスポーツ用品の販売
- ③宿泊施設、食堂、喫茶店及びスポーツ施設の経営
- ④市営施設等公共施設の管理運営受託
- ⑤市道農道の草刈、除雪等の業務受託
- ⑥不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介業務
- ⑦前各号に付帯する一切の事業

(3) 実施している主な事業

- ①蒜山高原スポーツ公園の管理運営
- ②道の駅蒜山高原の管理運営
- ③ホテル蒜山ヒルズの管理運営
- ④自然牧場公園の管理運営
- ⑤津黒高原荘及び周辺施設の管理運営

(4) 管理施設

蒜山高原スポーツ公園・ホテル蒜山ヒルズ・自然牧場公園・津黒高原荘、キャンプ場、温泉プール、スキー場、グラウンド、テニスコート（公の施設）

(5) 事業の必要性

- ①蒜山地域の活性化のため、施設設置や法人設立も含めて総合的に取り組んできた事業であり、現在では著名な観光地として認知されており、これまでのグレードに施設を育ててきた経緯、地域の関わり、三セク設立の経緯・趣旨（地元住民の参画）から、事業の必要性は不変である。
- ②利用者ニーズの多様化、高水準のサービス要求、施設の充実等の要望が多く、事業の必要性は増大している。

(6) 設立目的との整合性

近隣地域や都市部からの観光の目的地となっている宿泊施設、牧場公園などを適正に管理運営しており、さらに地域の方々に気軽に利用できる憩いの場所を提供していることなど法人設立の目的を十分果たしている。

(7) 公益性の有無

- ① 蒜山地域の公の施設のネットワーク化・マネジメントによる相乗効果により、観光客誘致などの蒜山全体の活性化に寄与するという第三セクター設立の理念から、牧場公園やスポーツ公園施設等、単体では収益のない施設も含めて「公の施設」の管理運営を行っており公益性は高い。
- ② 施設の魅力アップのため、「公の施設」への自主的な設備投資等を実施している。
- ③ 地元雇用に関しても、安定した従業員を雇用し、地域経済に貢献している。

(8) 市関与の必要性

- ① 現下の経済情勢から新たな出資引受者の確保は困難であり、出資比率(99.8%)は現状維持とする。
- ② 市からの役員就任については、現状通り監査役として経営を事後チェックする体制を継続する。

(9) 市の方針

●事業対象エリアの拡大を要請

- ① 地域の安定雇用や事業収益による経済効果、運営施設の地域での価値、さらに「観光回廊真庭」の情報発信など地域に密着した第三セクとしての役割を果たしており、一層の事業拡大・継続を要請する。
- ② 市北部スポーツ施設の一体的な管理受託についての検討を要請する。
- ③ 地域別、業種別の法人統合については、各法人の事業の内容や経営状況、出資者の構成等を検討した結果、当面は行う状況にないため、統合等の要請は行わない。

(10) 公の施設管理への活用方針

- ① 施設の設置目的充実のため、設備投資への利益充当も計画しており、大きなメリット・優位性がある。
- ② 純民間の管理運営となった場合、施設改修経費は全て市の負担で行うことが予想され、三セク廃止により、かえって市の持ち出しが増えることが予想される。
- ③ 地元雇用も法人としての経営目標であり大きく地域貢献している。
- ④ 長期的な経営計画・人材育成・スキルの蓄積等を必要とする施設については、ある程度長期(評価制度の充実と再指定制度等も検討し、最長10年程度)の指定期間の設定を検討することとする。
- ⑤ 「公の施設」管理運営のために設立した第三セクターについては、「長期安定的な管理受託、施設への設備投資や人材確保」等が望めるものであり、市の負担軽減と施設の設置目的達成に関して優位性を持つものと考えられ、指定管理者の選定にあたっては、上記の第三セクターの特性、優位性を最大限考慮することとする。

7. (株) グリーンピア蒜山

(1) 設立目的

蒜山地域の活性化のため、地元住民の出資も得ながら設立した法人であり、観光の目的地となっている各種施設を適正に管理運営し、地域の安定雇用、自らの事業収益や地元商工・農業者の活用による経済効果の創出などを目的に設立された法人である。

(2) 定款等で定めた事業

- ①農畜産物及び水産物の加工、販売
- ②レストラン、喫茶店、スポーツ施設、ドライブイン宿泊施設の経営
- ③各種食料品、清涼飲料水、乳製品、酒類、観光用土産品、日用雑貨品、スポーツ用品、煙草、衣料品、牛乳の販売
- ④不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介業務
- ⑤市営施設等公共施設の管理運営受託
- ⑥市道及び農道の草刈、除雪等の業務業務の受託
- ⑦前各号に附帯する地域貢献を目的とした事業

(3) 実施している主な事業

- ①農畜産物及び水産物の加工、販売
- ②レストラン、喫茶店、スポーツ施設、ドライブインの経営
- ③各種食料品、清涼飲料水、乳製品、酒類、観光用土産品、日用雑貨品、煙草、衣料品の販売
- ④公共施設の管理運営受託

(4) 管理施設

ウッドパオ・道の駅風の家・そばの館・ハービル・ベアバレースキー場（公の施設）

(5) 事業の必要性

現在では著名な観光地として認知されているが、事業着手から膨大な労力を傾注して、現在のグレードに施設を育ててきた経緯や地域との関わり、三セク設立の経緯・趣旨（地元住民の参画）等から、事業の必要性は不変であり、ますます増大している。

(6) 設立目的との整合性

各種施設を適正に管理運営し、地域の安定雇用の創出及び事業収益による経済効果（法人税、住民税、事業納付金の納付）、地域の商工業者や農家などの取引による活性化や生きがいの場の提供、さらに、公共的なサービスの提供なども積極的に行っており、当初の事業目的及び法人の設立目的に合致している。

(7) 公益性の有無

- ① 蒜山地域の公の施設のネットワーク化・マネジメントによる相乗効果により、観光客誘致などの蒜山全体の活性化に寄与するという第三セクター設立の理念から、自然条件により経営リスクの大きい施設も含めて「公の施設」の管理運営を行っており公益性は高い。
- ② 法人の本来事業として管理施設の維持管理が定められており、法人収益の一定部分を積極的かつ継続的に管理施設への投資（設備、人材等）に充てている。
- ③ 農産物出品者の収入増や、地域の雇用確保などによる地域経済の活性化にも多大な貢献をしている。

(8) 市関与の必要性

- ① 出資に関しては、他の出資者の大部分が地元自治会（住民）であり、地域一丸で経営に参画している法人であり、市の関与割合・権限として現状（3分の2）の出資比率が適正であると考えており現状維持とする。
- ② 市からの役員就任は監事のみであり、役員会出席や監査等により経営状況の把握ができており現状維持とする。

(9) 市の方針

● 自立経営を促しつつ現体制を継続

- ① 地域の安定雇用や事業収益による経済効果、運営施設の地域での価値、さらに「観光回廊真庭」の情報発信など地域に密着した第三セクとしての役割を果たしており、一層の事業拡大・継続を要請する。
- ② 地域別、業種別の法人統合については、各法人の事業の内容や経営状況、出資者の構成等を検討した結果、当面は行う状況にないため、統合等の要請は行わない。

(10) 公の施設管理への活用方針

- ① 施設の運用開始以来、会社として管理施設に対し、平成21年度末で約4億円程度の固定資産投資（施設改善、備品補充、追加施設建設等）を行っており、現団体活用のメリット、優位性があると思われる。
- ② 純民間の管理運営となった場合、施設改修経費は全て市の負担で行うことが予想され、三セク廃止により、かえって市の持ち出しが増えることが予想される。
- ③ 地元雇用も法人としての経営目標であり大きく地域貢献している。
- ④ 長期的な経営計画・人材育成・スキルの蓄積等を必要とする施設については、ある程度長期（評価制度の充実と再指定制度等も検討し、最長10年程度）の指定期間の設定を検討することとする。
- ⑤ 「公の施設」管理運営のために設立した第三セクターについては、「長期安定的な管理受託、施設への設備投資や人材確保」等が望めるものであり、市の負担軽減と施設の設置目的達成に関して優位性を持つものと考えられ、指定管理者の選定にあたっては、上記の第三セクターの特性、優位性を最大限考慮することとする。

8. ひるぜんワイン（有）

（1）設立目的

地域の農家が生産した山ぶどうを原材料に、果実酒類等の加工販売を行うことにより、生産農家の活性化に貢献するとともに、地域資源を生かした観光振興を目的に設立された法人である。

（2）定款等で定めた事業

- ①果実酒類に関する製造並びに販売
- ②果汁入り清涼飲料水の製造及び販売
- ③ワインの原料となる果実に関する試験研究の受託
- ④ブドウの生産に関する技術指導
- ⑤農産品の生産、加工及び販売
- ⑥ブランド、リキュールの製造販売
- ⑦前各号に附帯する一切の事業

（3）実施している主な事業

- ①ワイン、蒸留酒、ジュース、ジャムの製造及び販売
- ②原料となるヤマブドウに関する試験研究の受託並びに生産に関する技術指導
- ③農産品の加工受託

（4）管理施設

ひるぜんワイナリー・農産物加工所（公の施設）

（5）事業の必要性

- ①現在の製造ノウハウ蓄積や特許の取得、醸造免許取得等もこれまでの事業活動の成果であり、あわせて人材育成や設備投資も継続して行っており、事業と企業ともに継続が必要である。
- ②ワイナリー施設の完成により、農業と観光振興を同時に振興し、真庭地域を代表する特産品（真庭ブランド）を創造する事業目的達成のための基盤が整ったと考えており、今後一層の取組が必要である。
- ③自ら製品開発を行い、製造販売している市内でも唯一の第三セクターであり、将来的な経営戦略、商品開発のためにも持続的な事業展開が必要である。

（6）設立目的との整合性

地域の山ぶどう生産農家の活性化や地域資源を生かした観光振興、さらに新たな製品開発や新技術の研究等の取り組みを進めており、設立目的達成に積極的に取り組んでいる。

（7）公益性の有無

- ①山ぶどうの品種改良や栽培法の指導、原材料の購入などを通して、山ぶどうの生産者との信頼関係を保持しており、公益性・公共性が高い。

②対外的な評価も高く、地域のイメージアップにも貢献しており、真庭市が目指す観光回廊真庭の500万人構想にも寄与する事業であり、地域の産業振興への好影響をもたらしており、公益性・市施策への貢献度は高い。

(8) 市関与の必要性

①市からの人的支援や役員就任はなく、完全民営化も可能であるが、山ぶどう生産者の育成や、圃場の管理等、公益的分野や地域振興の役割や他の出資者（生産者等）への影響、ノウハウの蓄積・商品開発能力等を勘案すれば、市の関与（出資率）は継続すべきである。

②法人所有の商標(ブランド名)や機材、製造技術に関する特許、醸造免許等の財産を蓄積しており、市の財産として当法人を永続的に保有する必要がある。

(9) 市の方針

●自立経営を促しつつ現体制を継続

①山ぶどう関連製品の生産販売に加えて、現在も実施している市内農産物を活用した新製品開発などを一層推進し、生産施設の利用率向上を要請する。

②さらに、観光資源としてのワイナリー活用のため、周辺施設や団体との連携・協力、周辺施設との相乗効果による利用者増を図るため、新たなサービスメニュー等の検討を要請する。

③地域別、業種別の法人統合については、各法人の事業の内容や経営状況、出資者の構成等を検討した結果、当面は行う状況にないため、統合等の要請は行わない。

(10) 公の施設管理への活用方針

①国産ワインコンクールで度々受賞するなど高い技術力を誇っており、全国的にも比類ない技術とノウハウを持った事業者であると認識している。

②純民間の管理運営となった場合、施設改修経費は全て市の負担で行うことが予想され、三セク廃止により、かえって市の持ち出しが増えることが予想される。

③地元雇用も法人としての経営目標であり、大きく地域貢献している。

④長期的な経営計画・人材育成・スキルの蓄積等を必要とする施設については、ある程度長期（評価制度の充実と再指定制度等も検討し、最長10年程度）の指定期間の設定を検討することとする。

⑤「公の施設」管理運営のために設立した第三セクターについては、「長期安定的な管理受託、施設への設備投資や人材確保」等が望めるものであり、市の負担軽減と施設の設置目的達成に関して優位性を持つものと考えられ、指定管理者の選定にあたっては、上記の第三セクターの特性、優位性を最大限考慮し、さらに、真庭ブランドとしての位置付け、製造技術の継続的な保持のためにも「非公募」での指定も検討することとする。